

水道用資機材等審査承認の出願手続

1 水道用資機材等審査承認の出願書類等の提出

- (1) 出願書類
 - ア 水道用資機材等審査承認願（様式 1）
 - イ 仕様書（適用、規格、構造、材質、塗装、性能等）
 - ウ 図面（形状、寸法等）
 - エ 日本産業規格表示許可書、日本水道協会検査工場登録通知書等の写し
 - オ 価格表
 - カ 会社概要（初めて出願する場合）
 - キ 納入実績（主に中国・四国地区主要事業者）等が確認できる書類
 - ク 局が別途指示する資料
- (2) 出願部数 2 部
 - ア 出願書類ア～クをファイル（A4 サイズ）に綴じ、表紙及び背表紙に「名称・商号」を記載すること。
 - イ 出願書類カは、競争入札参加資格を有する製造事業者は、省略できるものとする。
- (3) 製品サンプル
局が指定する水道用資機材等とし、担当者と打ち合わせること。
- (4) 提出先
〒770-0808
徳島市南前川町 5 丁目 1-4 徳島市上下水道局
 - ア 配管用資機材（導水、送水、配水等）
水道整備課 計画係 TEL：088-623-3972
 - イ 維持修繕資機材
水道維持課 管理係 TEL：088-623-1619
 - ウ 給水装置用資機材（水道メーター二次側の給水用具を除く。）
お客さまセンター 給水装置係 TEL：088-623-3991
- (5) 提出方法
持参又は郵送とする。

2 水道用資機材等審査承認

- (1) 書類審査
- (2) 製品サンプル審査
形状、寸法、使用状況等
- (3) ヒアリング
製造工程、委託製造等

※ 既に承認されている水道用資機材等がある製造事業者は、省略できること。

3 水道用資機材等審査承認の通知

水道用資機材等審査承認通知書（様式 2）及び提出済出願書類 1 部を通知する。